

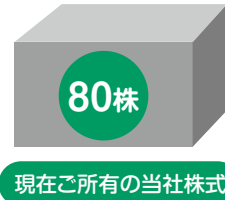


単元未満株式（1～99株の株式）の 買取請求のご案内

1 単元未満株式の「買取」とは

単元未満（1～99株）の株式は市場では売買できません。そこで、単元未満の株式を当社で買取らせていただく制度のことをいいます。

買取のご請求（例）



当社が市場価格で
買取ります

2 手数料無料期間：平成27年12月15日（火）から平成28年3月18日（金）まで※1

買取請求に際し、通常当社所定の手数料（1株25円）が必要となりますが、

上記の期間に限り、当社に対する **手数料を無料**※2 とさせていただきます!!

ご参考例

買取請求：ご所有の80株を買取請求される場合

手数料相当額：80株×25円＝**2,000円**が上記期間中「**無料**」となります。

※1 株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行 証券代行部）取扱場所到着分。

※2 証券会社等にお取引口座のある株主様は、別途、証券会社等所定の手数料がかかる場合がございます。

また、買取を取扱っていない証券会社等もありますので、詳しくはお取引口座のある証券会社等にご確認ください。

ご所有の単元未満株式が記録されている口座	当社に対する手数料	口座管理機関に対する手数料
証券会社等の口座	無料	お取引口座のある証券会社等にお問合せください。
特別口座		無料

裏面もご覧ください。

3 お手続き方法等のお問い合わせ先

買取請求のお手続きの窓口はこちらです。

証券会社等の口座に 記録された株式

お取引口座のある証券会社等へご連絡いただき、
買取請求の取次ぎ手続きを行ってください。

お取引の証券会社へ

特別口座に 記録された株式

特別口座の口座管理機関である、三菱UFJ信託
銀行にご連絡いただき、買取請求の取次ぎ手続き
を行ってください。

三菱UFJ信託銀行へ

三菱UFJ信託銀行(特別口座管理機関)連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

 **0120-232-711**

受付時間：土日祝日を除く 9:00～17:00

4 ご注意事項

- ①買取価格は、いずれも、当社株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行 証券代行部)が買取請求データを受け付けた日の東京証券取引所の終値となります。ただし、その日に売買取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格となります。
- ②買取請求をされた後の取り消しはできませんのでご注意ください。
- ③証券会社等にお取引口座のある株主様は、別途、証券会社等所定の手数料がかかる場合がございます。また、買取を取扱っていない証券会社等もありますので、詳しくはお取引口座のある証券会社等にご確認ください。

このご案内は、必ずしも買取請求をお勧めしているものではありません。あくまで株主様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。なお、本状と入れ違いに買取請求をされている場合はご容赦くださいますようお願い申し上げます。

以上